

<p>( 分野 )</p> <p>商工労働</p>
<p>( 要望事項 )</p> <p>都道府県への職業紹介権能の付与</p>
<p>( 制度の概要 )</p> <p>職業安定機関以外のものが職業紹介事業（有料職業紹介事業、無料職業紹介事業）を行おうとする場合は、厚生労働大臣の許可が必要であるが、許可基準により、都道府県（地方公共団体）は申請ができないとされている。（民間需給調整関係要領）</p>
<p>( 要望内容 )</p> <p>都道府県においても職業紹介事業ができるよう、事業実施に関わる規制の緩和をすべきである。</p>
<p>( 要望理由 )</p> <p>雇用対策関連事業は基本的に国の事務として整理されているが、昨今の厳しい雇用状況を勘案すると、都道府県においても地域の実情に応じた雇用対策が重要な課題となっている。現行の制度では都道府県において職業紹介ができないため、情報提供等に止まるなど、求職者に対する適切な雇用支援が行えない状況にある。</p>
<p>( 規制の根拠となる関係法令、規則、通達等 )</p> <p>職業安定法第 5 条、第30条、第31条、第33条 民間需給調整関係要領（民間職業紹介）</p>
<p>( 関係省庁・担当課 )</p>

<p>( 分野 )</p> <p>商工労働</p>
<p>( 要望事項 )</p> <p>技能検定の受検資格の簡素化等</p>
<p>( 制度の概要 )</p> <p>技能検定は、労働者の持っている技能を一定の基準によって検定し、これを国が公証する制度で、我が国の技能水準を向上させ、技能労働者の社会的・経済的地位の向上を図るための制度で昭和34年度から実施している。職種ごとに特級、1級、2級、3級及び等級を区分しない単一等級があり、現在137職種（うち都道府県知事が実施する職種は131職種）が設定されている。技能検定を受検するに当たっては受検資格が定められており、級ごとに実務経験、職業訓練の終了等一定の資格を要求している。</p>
<p>( 要望内容 )</p> <p>可能な職種について必要とする実務経験年数の短縮及び受検資格の簡素化を図られたい。</p>
<p>( 要望理由 )</p> <p>技能検定は、いわゆる「資格」ではなく、労働者の持っている技能がどの程度のものであるかの評価を受けるための制度であり、その受験については評価を受けたいと希望する労働者に広く門戸が開かれる必要があると考える。職種・作業によっては、使用する機械・治具等安全確保の観点から一定の実務経験を要求すべきものもあり、全職種実務経験を撤廃するのは困難であるが、一定の職種については実務経験を不要としたり、または年数の短縮を図ることは可能であると思われる。規制を緩和することにより優れた技能者がより早い時期に技能検定を受検する</p>
<p>( 規制の根拠となる関係法令、規則、通達等 )</p> <p>職業能力開発促進法第45条、同施行規則第64条～第64条の6</p>
<p>( 関係省庁・担当課 )</p> <p>厚生労働省職業能力開発局技能振興課</p>

<p>( 分野 )</p> <p>商工労働</p>
<p>( 要望事項 )</p> <p>企業による大学への研究委託に係る間接経費の軽減と全額交付</p>
<p>( 制度の概要 )</p> <p>企業が国立大学に研究を委託する場合、研究費（直接経費）とその30%の間接経費を国の特別会計に納付することになっている。一方国は、特別会計から当該大学に直接経費である研究費は全額交付するが、間接経費については、一部しか交付していない。</p>
<p>( 要望内容 )</p> <p>企業が国立大学に研究を委託する場合の間接経費を軽減するとともに、大学と企業の合意により企業が間接経費を支払う場合には受託大学に全額交付されるようにすること。</p>
<p>( 要望理由 )</p> <p>国立大学に研究を委託する場合に、双方対等な立場で契約が締結でき、真の産学連携による研究の促進が図られる。これにより、大学の研究設備等の充実が図られる。</p>
<p>( 規制の根拠となる関係法令、規則、通達等 )</p> <p>国立学校特別会計法          文部科学省研究振興局長・会計局長通知「受託研究の取り扱いについて」          文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室事務連絡「受託研究制度における競争的資金の取扱いについて」</p>
<p>( 関係省庁・担当課 )</p> <p>文部科学省研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室</p>

<p>( 分野 )</p> <p>商工労働</p>
<p>( 要望事項 )</p> <p>公募増資の際の有価証券届出書の提出義務除外価格の緩和</p>
<p>( 制度の概要 )</p> <p>企業が同一種類の有価証券を発行するにあたり、その有価証券の引受を勧誘する相手方の人数が6ヶ月通算して50名以上で、かつ、その金額の合計が2年間通算で1億円以上となる募集を行った場合、財務局到有価証券届出書と目論見書を提出することが義務づけられている。</p>
<p>( 要望内容 )</p> <p>企業の資金調達円滑化を図るため、公募増資の際に必要な有価証券届出書及び目論見書の届出義務を次のように緩和。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出義務の発生する資金調達額を、現行「1億円以上」から「5億円以上」へ引き上げ。</li> <li>・届出義務の発生の基準となる資金調達額算定の対象期間を、現行「2年以内」から「1年以内」に短縮。</li> </ul>
<p>( 要望理由 )</p> <p>ベンチャー企業にとって大きな負担となり、結果として2年間で1億円の調達を実質的な上限となり、円滑な資金調達が阻害されている。</p>
<p>( 規制の根拠となる関係法令、規則、通達等 )</p> <p>証券取引法第4条                  証券取引法施行令第1条の6                  特定有価証券の内容の開示に関する内閣府令第2条</p>
<p>( 関係省庁・担当課 )</p> <p>金融庁監督局証券課</p>

<p>(分野)</p> <p>商工労働</p>
<p>(要望事項)</p> <p>いわゆるエンジェル税制の拡充</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>一定の要件を満たす企業の株式を取得した個人投資家（エンジェル）が、当該株式の譲渡等を行うことによって、利益が生じた場合には4分の1に圧縮でき、損失が生じた場合には当該損失を3年にわたって繰り越しできる。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>個人投資家が被る損失に関わる控除対象所得を株式譲渡益以外の所得にも通算して控除できるようにすること。また、個人投資家がベンチャー企業等への出資により被る損失の繰越期間を3年からさらに延長すること。課税の特例の対象となる個人投資家の要件の一つとなっている「投資契約」の内容を簡素化すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>ベンチャー企業等の創業。育成を促し、地域経済の活性化を図るため、これら企業に対する個人投資家による投資を促すため。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>租税特別措置法第37条の13</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省、財務省</p>

<p>( 分野 )</p> <p>商工労働</p>
<p>( 要望事項 )</p> <p>中小小売商業振興法の見直し</p>
<p>( 制度の概要 )</p> <p>中小小売商業振興法では、高度化事業計画のうち、商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画については、都道府県知事が、電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画については、経済産業大臣が認定することとなっている。</p>
<p>( 要望内容 )</p> <p>高度化事業計画の内容により、認定の手続きが異なっているが、地域小売商業の振興の立場から電子計算機利用経営管理計画、連鎖化事業計画についても都道府県の関与の度合いを高める。</p>
<p>( 要望理由 )</p> <p>現在、国の所管とされている電子計算機利用経営管理計画は特定の商品の流通と深いつながりのある事業が想定され、また、連鎖化事業計画については都道府県をまたがる広域事業が予想され、国の所管としていることは理解できるが、地域の小売商業の振興の立場から都道府県の関与の度合いを高めるのが望ましいと考えられる。</p>
<p>中小小売商業振興法第4条、中心商業活性化事業費補助金交付要綱、中心市街地等商店街・商業集積活性化施設整備費補助金交付要綱</p>
<p>( 関係省庁・担当課 )</p> <p>中小企業庁商業課</p>

<p>(分野)</p> <p>商工労働</p>
<p>(要望事項)</p> <p>大規模小売店舗立地法指針の見直し</p>
<p>(制度の概要)</p> <p>大規模小売店舗立地法指針では、必要駐車台数が定められている。</p>
<p>(要望内容)</p> <p>銀座、新宿、渋谷等、都心・副都心部の商業地区の大規模小売店舗の新築や建て替えに際して、付置駐車場の確保については、大都市の土地事情などが的確に反映されるよう、大規模小売店舗立地法指針を緩和すること。</p>
<p>(要望理由)</p> <p>指針の必要駐車台数は、都心・副都心部の商業地域の実体に照らして過大であり、事業の採算性が見込めず都心から事業者が撤退するおそれがある。また、指針の自動車分担率の算定方法は公共交通機関が発達した都心の実体を反映していない。また、都心での大規模駐車場の設置は、新たな車両を誘導し、交通渋滞等周辺環境への影響が大きい。</p>
<p>(規制の根拠となる関係法令、規則、通達等)</p> <p>大規模小売店舗立地法指針</p>
<p>(関係省庁・担当課)</p> <p>経済産業省</p>